

令和7年5月15日発表

【照会先】

北九州西労働基準監督署

副署長 加治屋 博規

第3方面主任監督官 黒田 龍介

(電話) 093 (622) 6550

報道関係者 各位

最低賃金法違反容疑で書類送検 ～ 3 か月分の賃金不払の疑い～

北九州西労働基準監督署（署長 奥藺 雅典）は、本日、ジ・アース代表者を、最低賃金法違反の疑いで、福岡地方検察庁小倉支部に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者1名に対し、令和5年12月分から令和6年2月分までの3か月分の定期賃金（合計約46万円）を、それぞれの所定支払日までに支払わなかった疑い。

1 被疑者

(1) ジ・アース 代表者（36歳）

事業内容：鉄鋼関係の製作やメンテナンス

2 違反条文

最低賃金法違反

同法第4条第1項（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者は労働者1名に対し、令和5年12月分から令和6年2月分までの3か月間（令和5年12月1日から令和6年2月29日）の定期賃金合計約46万円を、それぞれの所定支払日（翌月末日）に、福岡県最低賃金（時間額941円）以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

4 その他

上記3の福岡県最低賃金額（時間額941円）は、賃金を支払っていない令和5年12月1日から令和6年2月29日までの期間当時の金額です。

福岡県最低賃金は、令和6年10月5日から時間額992円に改定されています。

【参照条文】

最低賃金法（抜粋）

（最低賃金の効力）

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（第二項～第四項 略）

（罰則）

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。